

大乘仏教における環境倫理

持戒と智慧の意義

山本修一

はじめに

環境問題には地球温暖化、オゾン層の破壊、森林破壊、生物の多様性減少など種々の問題がある。なかでも生物に関わる問題は、生物の多様性が失われ、地球の生態系が破壊されるという事態を招き、さらに、その影響が人間にまでも及ぶことから、今日大きな課題の一つとして捉えられている。そのため近年、環境倫理の分野では、生物そのものの生存権を認めたらどうかといった提案もなされている（加藤、一九九二）⁽¹⁾。

われわれは、人間の命の尊厳を訴え、命が失われることを最大の問題としている。そして人間の命に関わる問題を、医療の分野では生命倫理問題として扱っているわけである。仏教では人間の生命も他の生物の生命も同様のものとして捉える（山本、一九九七、一九九九）⁽²⁾。したがって、生物に関わる環境問題には常に生物の命の問題が関わることから、仏教としては、その問題を倫理的な課題として捉えることが必要になる。

仏教における修行は、直接的には成仏するためであるが、これは現代的に言えば、仏教としての理想的な

人間になるためといつてよい。仏教の修行の一つに、菩薩にとつての六波羅蜜がある。六波羅蜜は布施、持戒、忍辱、精進、禪定、智慧（般若）からなる。これら六つの徳目は、理想的な人間になるための行動規範であり、なかでも智慧と持戒は、倫理規範になりうるものと考えられる。

仏教として環境問題の解決を願ひ、実践することは、衆生から苦しみを取り除くことであり、仏教の本意になつてゐる。したがつて、私たちのさまざまな行為が、環境問題の解決につながり、そして同時にそれが仏教の修行につながつてゐるという行動規範や倫理規範をつくる必要がある。

そこで本研究では、主に生物に関わる環境問題を取り上げ、特にここでは仏教としての倫理規範はどのようにあるべきかを検討したい。

一 生物に関わる環境問題

生物に関わる環境問題には、実にさまざまな問題があり、それについては山本（一九九三）⁴にまとめてゐる。

ここでは生物に関わる環境問題のなかで、代表的な問題をいくつか取り上げ、それはどのような問題で、人間性や倫理問題として何を課題としたらよいのかを検討したい。

（一）森林伐採および野生生物の商取引の問題

直接生物そのものが人間にとって利益になるのは、森林伐採と野生生物の商取引である。森林伐採の場合、森林を破壊すること、さらにはそこに棲息する生物が生き場を失ふことによつて生物量の減少が起り、また生物種そのものが失われることによつて生物の多様性の減少が引き起こされてゐる。森林の伐採は、特に生物種の宝庫である熱帯雨林の伐採が問題になつてゐる。しかし、現地の人々にとつて森林は、焼畑農業地に供して生活を支えたり、生活のための薪材としてエネルギー源として利用されたり、また輸材として経済的な基盤になつてゐる。野生生物の商取引は、食料やペットおよび毛皮などに供するために、乱獲が行わ

れ、森林伐採と同様に生物量の減少、場合によつては生物種の絶滅につながつてゐる。現在では、マグロが日本などによつて乱獲されることにより絶滅危惧種に指定されるに到り、また熱帯性の珍しい動物や植物がペットや園芸用に乱獲されることにより絶滅の危機にある種が増加してゐる。ワニやトカゲ、トラなども皮革製品として乱獲され、一時これらも絶滅の危機にあったが、現在ではワシントン条約で規制されてゐる。しかしながら、密輸が後を絶たない状態である。

生物はさまざまな利益を生むわけであるが、生物は絶滅しなければ、十分な時間と十分な棲息場所があれば、回復する。その典型的な例は、クジラである。かつてはクジラが日本などの乱獲によつて、一時は絶滅の危機にあつたが、捕鯨の禁止や聖域を設けることによつて、相当回復してきてゐる。すなわち、環境問題における生物の問題の一つは、生物や生態系のもつ再生能力を森林や生物量の減少速度が上回つてゐるために、引き起こされてゐるものである。これは速度を落とせば、自然の回復力によつて再生できることを意味

する。

しかしながら、この問題は人間性や倫理問題として考えなければならぬ課題を孕んでゐる。まず、森林伐採や商取引には生物の命を奪ふということがある。命を奪ふことは、人間の暴力性や残虐性であり、また生物量や生物種の減少は、生態系の構造を破壊し、それは生態系からの生物の略奪を意味すると考える。また、棲息場所を奪ふ意味では、生物からの生きる場の略奪も意味する。

一方、この種の問題の原因の一つは、先進国の欲望の問題にある。そこで考える必要があることは、先進国の人々の食糧供給、経済性、趣味など生活の豊かさや潤いを支えていること、そして開発途上国における貧困の問題である。その貧困の問題に関わつてくるのが、人口の増大問題と、先進国による多国籍企業などによる搾取の問題であるが、ここでは貧困の問題だけに限定して考えたい。熱帯雨林の伐採や生物の乱獲などは、現地の人々の生活や経済を支える唯一のものであり、生きる上での糧であるからだ。したがつて、一

概に熱帯雨林の伐採や生物の捕獲を否定することはできない。ここに問題の複雑さがある。そして貧困であるが故に、環境の改善もままならない状態で、悪循環が繰り返されることになる。

したがって、先進国の人々の利益、開発途上国の人々の利益と不利益、そして生態系や生物の不利益の三つの対立軸があり、一つだけを優先することができないような倫理的な課題が生じる。このような問題を仏教としてどう考えるかということになる。

(二) 様々な開発および化学物質の問題

人間の利益は別のものであるが、結果として生物に影響を及ぼす場合

この種の問題に含まれるのは、開発による生態系の破壊の問題、化学物質の問題、遺伝子組み替え植物などの問題である。

遺伝子組み替え植物の問題は、まだ確実になったわけでないが、これは害虫や気候変動に強い作物、あるいは特定の農業に強い作物、また一度しか生産できない

い作物など、人間にとって都合のよい植物を遺伝子の組換えによってつくり出していることである。遺伝子組み替え植物における大きな問題は、異質な遺伝子が自然界に拡散することで、それにより生態系に異変が起り、生態系の構造が破壊されたり、進化のメカニズムが破壊されるのである。

開発に関わる問題は種々あるが、農耕地の開発、都市開発、ダムなどの開発、リゾート開発、湾などの埋め立てなどである。いずれも生物そのものが目的ではなく、開発が目的である。しかし開発により、生態系が破壊され、その結果、そこに棲息する生物が棲息場所を奪われ、生物量が減少するなどの問題が引き起こされている。先進国における生物数や生物種の減少も著しいものがあるが、これは主にこの開発によるものである。

化学物質の問題には、重金属、農薬、食品添加物、樹脂などの工業製品、また近年では、外因性内分泌攪乱物質（環境ホルモン）の問題がある。これらの問題は、重金属のように人間が地下から採掘したものや、石油

や塩素などを利用して人工化合物を合成したことにより引き起こされている問題である。生物は一般に、それぞれの歴史の中でさまざまな化学物質を処理する能力を獲得しているが、それに対して人間は突如として新たな化学物質を生物圏にもたらしたために、生物はそれに対応できないことを意味している。処理する能力とは、生物にとって異質な化学物質を摂取しても分解や排出する能力のことで、そうであれば特別な問題はおこさないことになるが、多くの人工化学物質は体内に蓄積され、やがて毒物として作用することになる。その典型は、農薬である。もともと農薬は、作物に害を及ぼす昆虫類を殺すために、つくり出されるものである。昆虫にとって異質であるゆえに、生きているメカニズムが破壊され、死ぬわけである。地球上の生物は基本的に同じ原理で生きているため、農薬は基本的に他の生物にも作用する。ただし、生物の大きさによって、作用する量に違いがある。そのため、人間は食物から摂取する程度では、すぐには作用しないが、長い目で見た場合には、健康などに影響が現れる可能性がある。

内分泌攪乱物質のもたらす問題は、人間も含めて生物の精子の減少をはじめ、生殖や個体発生にかかわる問題である。この問題は、早くはレイチェル・カーソンの『沈黙の春』⁽⁵⁾、近年ではシア・コルボーンによる『奪われし未来』⁽⁶⁾、デボラ・キャドバリーによる『メス化する自然』⁽⁷⁾によって指摘されてきたように、これまでに現れている環境問題とは、質的に異なる問題である。すなわち、これまでの問題は、個体の生命を脅かすことはあっても、子孫への影響はほとんどなかったからである。環境ホルモンの拡散は、ワニの個体数が生殖異変により引き起こされていることや、また食物連鎖を通じて、その高位の海洋哺乳動物に濃縮され、その結果免疫系に影響が現れ何千頭といったアザラシが一度に死滅したことなどに典型的で、これまでに多くの事例が報告されている。⁽⁸⁾

さて、以上のような問題には、人間性や倫理問題としてどのようなことが考えられるだろうか。一つは先の問題と同様に、暴力や略奪の問題がある。開発は自然を破壊する意味では暴力であるし、また自然全体か

ら見れば一部の自然を改変し、そこを人間のものとするとの意味で略奪を意味する。さらにその開発がどのような影響を生態系に与えるかを考慮しない、あるいは予測できないとの意味では、人間の傲慢さや無知が問題になるし、自分たちのやることに責任をもたないという意味では無責任さが問題になる。また、もし開発による不利益があらかじめわかっていても、それを隠して、利便性や安全性などの利益だけを強調するとすれば、そこでは虚偽が問題になる。また当然のことであるが、開発は常に利益が絡んでくるし、また問題はあるものの一応は人間に快適な生活や安全な生活を目指すものとの意味では、やはり欲望の問題がある。

一方、化学物質の問題についても、開発の問題とはほぼ同様に、化学物質が生態系に与える影響を考慮してこなかったという意味では傲慢さが、予測できなかったという意味ではやはり無知が、そして責任意識のなさという意味では無責任さが問題になると思う。また影響を隠していれば当然、虚偽が問題になる。特に農薬の場合には、はじめから生物を殺すことを目的につ

くられたものであることから、ここでは残虐性が問題になるだろう。化学物質もその開発の元には、欲望の問題がある。開発側は、より早く新しい化学物質を開発・製品化して利益をあげることを重視し、そのため安全性に対する配慮がないがしろになりがちである。使用する側も農薬の使用により、きれいで、多くの作物を供給し、利益をあげることを目指すし、また食品添加物によって、きれいで、保存性をよくし、消費者の欲望を刺激し、購買力を高めることを目指す。種々の人工樹脂も、見栄えをよくし、快適で優れた製品を供給することにより、利益をあげることを目指す。これらは当然、消費者との関わりからみた場合、お互いに欲望を刺激しあい、それが相乗効果として、益々こうした製品は増加する一方だろう。

遺伝子組み替え植物の問題は、これはこうした作物の開発と使用する側の問題が大きいと考える。ここでもこれまでと同様に、傲慢さ、無知、無責任さ、虚偽が問題になる。また欲望の問題としても、開発を早くして利益をあげることに、そして生産効率を高めて利益

をあげることが大きな問題だと考える。

傲慢さや、無責任さなどの人間性の問題や欲望の問題がある一方で、倫理的問題もある。一つは人間に多くの利益をもたらすことである。例えば、快適な生活、安全な生活、きれいで、多くの、また保存性のよい食糧を供給することは決して悪いことではない。しかしその人間にとっての利益と裏腹に、人間の健康障害など不利益があること、また生態系に対しても生態系の破壊や、生物の健康障害、また特に生殖異変や生殖不能など生物の子孫に影響を与えるなど生物にとって不利益がある。

したがって、ここでも先の問題と同様に、人間にとっての利益と不利益、生態系や生物にとっての不利益の対立軸を設定することができ、倫理的課題として捉える必要がある。

(三) 生態系の保護管理の問題

生態系と人間にとって利益を生むが対象となる生物が不利益を被る場合

一方、保護管理のための殺生の問題がある。これはもともとニホンザルやニホンカモシカのように、保護下におかれた動物が、異常繁殖したために、その数を調整するために行われているものである。特に、近年では数が増加するだけでなく、餌が不足するため人里にサルが下りてきて、人に危害を加えたり、農作物を荒らすこと、またカモシカが植林したばかりの若い木の芽や皮を食べるなどの被害が続出するなど、人間にも影響が及んでいる。そこで、近年では捕獲や駆除数が年間数千頭にも及び、方法として大きな問題の一つになっている。

この問題は、生物を駆除すること自体は、人間による生物に対する暴力性や残虐性であるが、その一方で人間にとっての利益と生態系にとっての利益もある。それは棲息数を減らすことにより、人間に対する危害や経済的損失を防ぐことであり、また健全な生態系を維持するためである。倫理的な課題としては、数を減らすために、命を奪う必要があるかどうかである。

ここでの対立軸は、人間や生態系にとっての利益と

殺される側の生物の不利益である。

(四) 食料や実験に供される動物の問題

環境問題ではないが、生物そのものが利益を生む場合直接環境問題に関わる問題ではないが、生物の命の問題ということ、人間が生物を食べるという問題と実験動物に供する問題がある。一九八九年時点における豚、牛、羊、山羊などの年間利用量は、世界で約四十億頭、ニワトリは世界で約百十億羽である。⁽⁹⁾ニワトリは日本だけでも約十億羽といわれており、これだけ多くの生物が肉として人間に供給されていることになる。一方、実験動物に供されているラットやウサギなどの動物数も米国だけで七千万頭、世界で二億頭程度と見積もられている。⁽¹⁰⁾

動物は食料として人々の生存を維持し、そして実験動物として医薬品の開発など人間の健康を維持するための基盤として人間に寄与している。食料として、あるいは医薬品などの開発には現在のところ欠かせないものであり、代替することは不可能な問題である。し

かし問題は、結局のところこれだけの生き物の命を人間は奪っていることになることから、生物の命を奪うということ自体の倫理的問題、またそこでの命の奪い方、残虐な行為が問題になる。

ここでの対立軸は、人間にとつての利益と殺される側の生物にとつての不利益である。

二 生物保護問題と仏教思想

生物保護問題と仏教の倫理規範について検討する前に、仏教思想のなかで前提になるものを見ておきたい。

(一) 智慧について

六波羅蜜としての智慧(般若) 波羅蜜は、本来、智慧の完成を意味するが、ここでは、さまざまなことを考える際に基本的に重要なものとの立場から、縁起の智慧と中道の智慧を検討しておきたい。

まず縁起の智慧であるが、これについては山本(一九九七)⁽¹¹⁾にまとめておいたが、縁起の特徴はあらゆるものに実体を認めないことと、あらゆるものとのつながり、

すなわち相依相関性である。相依相関性には時間的な関わりと空間的な関わりがある。空間的なつながりは、現代的には生態学的な横のつながり、すなわちあらゆる生物や無機的な物質の循環まで含めて、すべてのものが相依相関の関わりをもっていることを意味すると考える。また、時間的な関わりとは、生成、すなわち生物がその親から生まれてくること、また時間を拡大すれば、地球における生命の発生やその後の進化など、歴史的な縦のつながりを指すものと考えることが出来る。仏教では輪廻を説くが、輪廻は生命の縦のつながりを意味する。しかし仏教での輪廻は無我に基づく輪廻であって、不変実体的な生命の輪廻を意味しないことから、ここでは輪廻は縁起のとしての時間的な縦のつながりを意味するものと考ええる。

もう一つは中道の智慧である。中道の智慧については、平川(一九九八)⁽¹²⁾が「苦樂中道」として釈迦の「弹琴の喩え」を引用してわかりやすく書いている。「弹琴の喩え」は、琴の弦は緩くもなく、強くもない、適度な強さがよいことをいっただけである。苦樂中道は、

釈迦の修行の仕方を述べたものである。釈迦は五人の比丘たちとともに、六年間の苦行をするが、悟りを得られず、苦行によって悟りを得ることはできないと見限ったわけである。そして乙女スジャータからもらった乳粥によって、苦行で弱った体を回復し、菩提樹下において悟りを得るわけである。ここで、「苦」は苦行主義の修行を意味し、これは正しい智慧を生み出すには役立たないが、強い意志を築く上で役に立つ。一方、「楽」は、快樂主義の修行を意味し、快適な状態であってはじめて正しい智慧を得ることが出来ることを意味する。したがって、苦樂中道は、快樂主義も苦行主義もどちらも決定的に否定もせず、またどちらも決定的に肯定するのでもない、すなわちどちらの価値も認め、なおかつ偏らず、調和を求めることである。

環境問題における生物に関わる問題を考える際に、人間としてどのような行動規範や倫理規範を考えるか、そのときに重要な視点をこの二つの智慧、すなわち縁起の智慧と中道の智慧が提供してくれると考える。

(二) 生命の価値について

生物保護問題を考える際に考えておかなければならない点として、生命の価値の問題がある。仏教では生命の価値をどのように考えているのだろうか。そのことを考えるヒントとして、『涅槃経』梵行品にある生命を殺すことの罪から考えてみたい。

「殺に三有るを知る。下・中・上を謂ふ。下とは蟻^ぎ子、乃至、一切の畜生なり。唯菩薩の示現生の者を除く。善男子、菩薩摩訶薩は、願因縁を以て、畜生を受くるを示す、是を下殺と名く。下殺の因縁を以て、地獄・畜生・餓鬼に墮して、具^つに下苦を受く。何を以ての故に。是の諸の畜生に微善根^み有り、是の故に殺者は、具^つさに罪報を受く。是を下殺と名く。中殺とは、凡夫人より阿那含に至る、是を名けて中と為す。是の業因を以て、地獄・畜生・餓鬼に墮して、具^つさに中苦を受く。是を中苦と名く。上殺とは父母、乃至、阿羅漢・辟支仏^{びやくしぶつ}・畢定の菩薩なり、是を名けて上と為す。是の業因縁を以ての故に、阿鼻大地獄中に墮して、具^つさに

上苦を受く⁽¹³⁾。

この文は明らかに生命の価値を序列化している。確かに仏教、特に中国や日本の大乘仏教では、あらゆる生物、動物や植物も含めて、また無機物さえも仏性をもっているがゆえに、尊厳であることを主張するが、その一方で序列があることも述べていることになる。すなわち、①父母・阿羅漢・辟支仏・畢定の菩薩（成仏することが決まっている菩薩）、②凡夫および阿那含（小乗教の声聞）、③動物（ただし菩薩が修行として動物の姿をしている場合は除く）の順で、殺すことの罪は軽いことである。また殺すことの罪が軽いということは、この順で生命の価値が低くなることも意味している。

したがって、仏教では原理的にはあらゆる生命の平等性を基礎とするが、価値的には人間の生命の方が生物よりも高いことを意味する。したがって、仏教は原理的平等性に立脚した人間優先主義であると考ええる。

(三) 持戒について

六波羅蜜の持戒は、五戒や十善戒を守ることである。

五戒は、不殺生戒、不偷盜戒、不邪淫戒、不妄語戒、不飲酒戒、一方十善戒は、行為としての身の三善業である不殺生、不偷盜、不邪淫、口で言う口の四善業である不妄語、不綺語、不悪口、不両舌、そして心で思う意の三善業である不貪欲、不瞋恚、不邪見からなる。現代における環境問題を解決するという視点から拡大解釈して見た場合、冒頭で述べたように、環境問題の解決のための倫理規範としては、この持戒と智慧が重要な視点を提供すると考える。環境問題や平和問題と仏教の戒との関わりは、川田（一九九四）⁽¹⁴⁾が梵網經の十重戒や四十八輕戒のいくつかを取り上げて述べている。ここでは、生物保護の観点から直接関わりがあると考えられる不殺生戒と不偷盜戒の梵網經の文を取り上げ、まず戒の現代的な意義を検討しておきたい。

① 不殺生について

梵網經の第一重戒「快意殺生戒」には、「仏子若^{ぶつしよ}は自ら殺し、人を教へて殺さしめ、方便して殺し、殺すを讃歎^{さんたん}し、作^なすを見て随喜し、乃至呪して殺さば、殺の因、殺の縁、殺の法、殺の業あらん。乃至一切の命有

る者をば故^{しよ}らに殺すことを得ざれ。是れ菩薩は常に常住の慈悲心、孝順心を起^{おこ}して、方便して一切衆生を救護すべし。而るを反^はつて恣^{しよ}なる心、快意^{かいぎ}を以て殺生するは是れ菩薩の波羅夷罪なり⁽¹⁵⁾とある。これはすべての命あるものの殺生を禁じたものである。

しかし、但し書きがついている。一つは、「故らに（ことさらに）」と、理由なくして殺すことを禁じている。ゆえに、原則として、生物を殺すことは悪であることになる。また「恣^{しよ}（ほしいまま）なる心」あるいは「快意^{かいぎ}（こころ）」、すなわち気ままな心で殺すこと、また快感を満たすために殺すことが、最も重い罪であることを述べている。そして、生物に関わる問題は、この不殺生を基本として、仏教としての考え方を検討する必要がある。

② 不偷盜について

梵網經第二重戒「劫盗人物戒」には、「若^{なん}ち仏子、自ら盗み、人を教へて盗ましめ、方便して盗み、乃至呪して盗まば、盗の因、盗の縁、盗の法、盗の業あらん。乃至鬼神、有主、劫賊の物、一切の財物、一針一草を

も故らに盗むことを得ざれ。而も菩薩は応に仏性の孝順心、慈悲心を生じて、常に一切の人を助けて福を生じ樂を生ぜしむべし。而るを反つて更に人の財物を盗まば是れ菩薩の波羅夷罪なり」とある。やはりここでも、「故らに」と条件付で盗むことを禁じている。菩薩としては当然すべての人に対して福や樂を生じさせるべきであるのに、盗むことは不幸を与えることであり、そのため最も重い罪であることを述べている。しかも生物保護に関連する「一草」も入っているし、またここでは「人」を広く解釈して、人間からだけでなく、自然や生態系からの偷盜を考える必要があると考える。

③持戒の意義

持戒は、戒を守ることであるが、環境問題を考える際に考えておかねばならないことは、仏教における戒の性格と、そして戒を守ることによって何を期待するのか、すなわちどのような意義や役割をもつか、である。

不殺生戒や不偷盜戒をはじめ、他の五戒、十善戒、また梵網經の十重戒や四十八輕戒など、そのうちの多

くのものは人間としての行動を規制するものである。ただし、先に述べたように、「故らに」などの条件が付いているものも多々ある。例えば、殺すことを禁じ、盗むことを禁じているが、理由なくして、殺すことや盗むことを禁じているのである。ゆえに、仏教における戒は、絶対的なものではない。しかし、どのような理由でも、ありさえすれば許されるのかといえ、そうではない。例えば、後述する第十輕戒「畜殺生具戒」には、「而も菩薩は乃至父母を殺さるるとも尚報を加へざれ。況んや一切衆生を殺さんをや」と、たとえ親が殺されても、その報復をしてはならないといっている。ゆえに、このような報復は殺すための理由にならないのである。

ではどのような理由であればよいのか。恐らくそれは、人間として生きていく上で、必要な理由と考える。例えば、食べることである。人間は生き物を食べてしか生きられない。そして、食べるというのは、生物の体を食べるという意味で、これは生物の殺生であるとともに、生態系からの生物の偷盜である。ゆえに不殺

生戒や不偷盜戒に付されている「故らに」は、人間として最低限生きていく上で必要なことは柔軟に対処できるといことだと考える。そしてもう一つは、仏教の智慧に反するような理由は許されない。すなわち生物との関わりでいえば、先に見たような縁起的な関わり、すなわち生態系の横のつながりや時間的な縦のつながりを断つような行為は許されないものと考えることが出来る。

そして現代の社会にとって、ある程度実行可能なものが戒として機能するのであって、まったく不可能なことは戒として意味をもたないであろう。なぜならば、仏教の六波羅蜜にもあるように、精進（努力すること）できる可能性があるのでなければ、現実的に機能しないためである。

そしてもう一つは、戒を守るのが善であり、戒を破るのが悪であるとするならば、戒を破らないような理由があれば許されるということだと考える。反対にこのことは、戒を守ろうとすればするほど、常に戒に照らして自己の行動が正しいかどうかを検討する必要がある

あることを意味し、より一層戒を守ることになる。これが戒を受けることによって、「防非止惡の力（非を防ぎ、惡を止める力）」がそなわるという一つの意味だと思われる。すなわち戒を意識化することによる相乗効果が期待できることになる。

では環境問題において戒を保つことは、どのような意義をもつであろうか。一つは、目的のためには何をやってもよいというのではなく、仏教として正しいと考えられることを行うべきだということ。それは欲望に翻弄され、暴走することに歯止めをかけるということ。そして、そこでは戒を意識化することによって、自己をコントロールすることが可能になる。そこに大きな意義があると考ええる。

四 生物保護問題と大乘仏教における倫理

(一) 森林破壊や乱獲などにおける倫理

森林伐採やそのために引き起こされる野生生物種の減少、また商取引などの乱獲などについて考えてみる。ここで起こっていることは、生物の殺生であり、生態

系からの生物や生物種の略奪である。また森林破壊は、生物からの棲息場所の略奪も意味している。単純な意味では、これらはいずれも不殺生戒や不偷盜戒を犯していることになる。このような、人間による生物の殺生や捕獲、あるいは略奪を、仏教の立場から考える際に重要な観点として、先に述べた縁起の智慧を思い起こすことが必要である。縁起の上から考えてみると、最も重要なことは生態系を破壊すること、生物種の絶滅である。これは先に述べたように、現在生きているそれぞれの生物の関わりを断つという意味と、これから生まれてくる可能性を絶つとの二つの意味において、原則的には禁じるべきことであり、阻止する必要がある。なかでも生物種の絶滅は、その種が生まれることを断つという意味で、仏教の立場から最も禁じるべきことになる。

しかし、種の絶滅は別にして、一つは、野性生物の捕獲や森林の伐採は、現地の人々の生活を支える手段であることも考え合わせなければならぬ。これが「故らに殺すことを得ざれ」の理由になる。これを中道

の智慧を基本とした「中道の倫理」としては、生態系の回復力を破壊しない程度の殺生や捕獲であれば、許されるということになるだろう。仏教における中道の倫理では、現地の人々の利益を否定するのでもなく、また生態系の破壊を肯定するのでもない、現地の人々の利益を確保しながら、生態系の回復力も破壊しない。こういった倫理が仏教の倫理だと考える。そのためには、生態系の監視、管理が重要になるだろう。

その一方で、もう一つのこととして、先進国の人々の食糧供給、経済性、趣味など生活の豊かさや潤いを支えていることについても考える必要がある。快適な生活や豊かな生活自体は、仏教的に否定されるべきことではないと考える。これらは確かに欲望に基づくわけだが、こうした欲望があればこそ、人間は努力し、生きていけるわけである。仏教で否定している欲望は、欲望にとらわれ、欲望に支配された生き方である。したがって、欲望にとらわれたような過剰あるいは無駄な生物の殺生や捕獲は、「快き意を以て殺生する」の「快き意」につながるものと考えられる。しかもそれを

先進国の企業が搾取の構造の元に現地の人々に行わせ、そして先進国が多くの富を得ているとしたならば、それはまさに「人を教へて殺さしめ」、や「殺すを讃歎し、作すを見て随喜し」の行為に相当すると考えられる。ゆえにこうした行為は、仏教の戒を犯す行為に相当すると考える。したがって、消費者としては快適な生活や豊かな生活を求める際にも、「貪欲」にならないように、自己をコントロールし、需要過剰にならないようにすることが仏教としての中道の倫理規範になると考える。

(二) 生態系の保護管理のための倫理

次に生態系の管理のための殺生について、検討する。生態系においては、ときにある特定種の生物が急激に増大することがある。これも多くの場合、人間によって生態系が破壊されたゆえである場合が多い。先に述べた日本におけるサルやカモシカの駆除や捕獲はその典型である。こうした場合にも、先に述べたような生態系を縁起の縦と横のつながりとして適正に保つとい

う意味において、仏教の上からも捕獲することは許されることになるだろう。これは、アルド・レオポルド(一九八六)⁽¹⁸⁾が「土地倫理」のなかで、「物事は、生物共同体の全体性、安定性、美観を保つものであれば妥当であるし、そうでない場合は間違っている」と、自然に対する倫理規範として述べているものに通じる考え方である。

(三) 農薬などの化学物質の使用における倫理

さて、農薬などの化学物質についてどのように考えたらよいだろうか。そのことに関連したことが、軽戒には述べられている。

第十輕戒「畜殺生具戒」には、「一切の刀杖・弓箭・鉾斧・闘戦の具を畜ふことを得ざれ。及び悪網羅・殺生の器を一切畜ふことを得ざれ。而も菩薩は乃至父母を殺さるゝも尚報を加へざれ。況んや一切衆生を殺さんをや。衆生を殺すの具をば畜ふことを得ざれ、若し故らに一切の刀杖を畜へば輕垢罪を犯す⁽¹⁹⁾」とある。これは殺生に関わる一切の道具を所持することを、戒

めたものである。このことから、私は原則として農業のように殺すことを目的としたものをつくるべきではないと考える。作物の収穫量を増やすための方法を農業のように生物を殺す方法以外で考えるべきであると思う。このことについては、Yamanoto (二〇〇一)⁽²⁰⁾に唯識論の立場からも述べておいた。

また環境ホルモンに該当するような化合物の使用は、それが生殖に関わる異変を引き起こすものであれば、それは縁起の時間的なつながり、すなわち子孫の継続を断つという意味において、最も禁すべき行為と考えられる。

しかしながら、この軽戒でも、「故らに」とあるように、理由なくしての所持は禁じているのであって、理由があれば許されることになる。それは、現在のところ農業を用いるしか現在の作物の収穫量を確保するのが難しく、またそのことによって多くの人々に食糧を供給できることが理由になると考える。

縁起の観点から考えると、先に述べた農業を用いて生物を殺すことはどのように考えられるだろうか。農

薬を用いて生物を殺すことは、確かに悪である。しかし現状としてはそのために多くの人々に食料を供給できる。仏教においてはあらゆる生命の尊厳を、仏性をもつという点から主張する。しかし人間と生物という場合には、先に生命の価値のところで述べたように、人間の生命の価値の方が高いがゆえに、人間を優先するというのが、仏教の考え方だと考える。したがって、飢餓にあえいでいる人間に対しては当然として、一般的に食糧を供給することの意義の方が優先されてしかるべきであろう。ただし、先に述べたように、農業を使用しないでも多くの食糧を供給できる方法があるのであれば、当然それを優先すべきことはいうまでもない。その期待にこたえて出てきたのが、遺伝子組み替え植物である。しかしこれも、もし生態系の遺伝情報を攪乱するようなことがあるとすれば、再考する必要があるだろう。また農業の残留性のために人間や他の生物の健康に与える影響の上からは、当然使用しない方向で技術を再考するべきだろう。これは食品添加物の問題も同様であるが、食品添加物の場合には、保存

剤を使用しない方向、例えば、微生物の活動を抑えられる乾燥技術や冷凍技術の向上が望まれる。これは仏教の不殺生の観点からも、微生物を殺すのではなく、その活動を抑える意味でも重要な技術と考えられる。このような智慧が中道の智慧と考える。この中道の智慧と先の縁起の智慧を駆使して、対処していくことが仏教における中道の倫理と考える。

(四) 食を断つことと実験動物における倫理

さて、最後に、家畜動物などを食すること、実験動物に供するという行為について検討しておきたいと思う。これらは先にも述べたように、環境問題に直接関わるわけではないが、私たちの生活にとって最も重要な事柄に関わる問題であるし、また命をどう扱うかという点では生物に関わる環境問題と切り離すことができない問題であるからだ。

第三輕戒「食肉戒」には、「故らに肉を食せんや。一切の肉は食することを得ざれ。夫れ肉を食せば大慈悲の佛性の種子を断ず。一切衆生は見て捨て去らん。是

故に一切の菩薩は、一切衆生の肉を食することを得ざれ。肉を食せば無量の罪を得。若し故に食すれば輕垢罪を犯す⁽²¹⁾と、すべての肉を食することを禁じている。その理由は、「大慈悲の佛性の種子を断」つからである。それに加えて第二十輕戒「不救存亡戒」には、「慈心を以ての故に放生の業を行すべし。応に是念を作すべし。一切の男子は是れ我父、一切の女人は是れ我母、我れ生生に是に従つて受生せざること無し。故に六道の衆生は皆是れ我父母なり。而るを殺し而も食せば、即ち我父母を殺し亦故身を殺すなり。一切の地水は是れ先身、一切の火風は是れ我本體なればなり。故に常に放生の業を行すべし⁽²²⁾とある。すなわち、肉を食することとは、輪廻の上から「六道の衆生は皆是れ我父母」であり、自分の「故身」である故に、食すべきではないと述べている。確かに、川田(一九九四)⁽²³⁾のいうように輪廻を倫理の基礎に据えることは、仏教の提示できる倫理として重要な観点であると考えられる。しかしながら、問題は人間も他の動物も、生物を食べてしか生きるということができないという事実がある。植物は自らの体を光

合成による無機物からつくり上げることが可能であるが、動物はそうのようにできていないのである。そしてその一方で、あらゆるものに仏性があるという考え方からすれば、植物にも仏性があるということになって、野菜を食べることすら尊厳なる仏性を踏みじめる行為になってしまうだろう。

もう一つ考える材料としては、輪廻は有情に限るということであるが、ではどこまでを有情というのかである。有情は一般的に動物ということになっているが、すべての動物に情（意識）があるといえないし、また情を広く考えれば、植物にも情があるといえるだろう。なぜならば、脳があることをもって情があるというならば、脳のない動物もいるし、植物は当然脳はないが、主体性をもつて、さまざまな状況や環境に対応する拳動を示す。このようなことも広く情というならば、植物も動物も含めてすべての生物に情があるといえるだろう。こうして、すべての生物を同じ土俵に乗せることが重要であると考え（山本、一九九九⁽²⁴⁾）。

このようなことから、私は植物を食べることも、動

物を食することも、生き物を食べるという行為に違いはないと考える。そうであれば、私たち人間は何を食べたらよいのか、食べるものがなくなってしまう。そこで私は、このことを縁起の上から考えてみたいと思う。縁起の上から考えることは、先に述べたように、無機物も含めて生物の時間的、歴史的なつながり、すなわち無機物も含めた生命のリサイクルを輪廻と考えることができるし、また生態系における生物や無機物とのつながりとも考えることができる。先の第二十輕戒における「一切の地水は是れ先身、一切の火風は是れ我本體なればなり」が無機物も含めて輪廻を考えてよいことを示している。このような観点に立つと、先に乱獲などの殺生のところで述べたように、生態系におけるつながりを破壊することが悪であると考え。したがって、人間が生物を食べることによって、生態系が破壊されるような行為は戒める必要があることになる。その意味では、野性生物を食べる行為、例えば野性の魚や鳥などを食べることによって、その生物種が減ぶようなことは戒める必要があるが、農業や牧畜

による生産物は人間が管理しており、その生物が減るわけでも、また生態系を破壊することにもならないから、許される行為と考えることができる。もちろん生態系の破壊は、農業によって引き起こされる場合もあるが、もしもその可能性があるならば、生態系を破壊しないような農業を発展させる必要があるということになる。

このようなことから、仏教として重要なことは、縁起の空間的なつながりの上から今生きている人間や生物、また縁起の時間的なつながり（輪廻）の上からこれから生まれる可能性のある人間や生物のことを重視すべきであると考え。そしてその人間や生物が生態系のなかで繁栄し、それぞれの役割を果たすことができる道を模索することが重要になると考える。

(五) 恩と行動規範としての布施

これまで述べてきた生物に対する仏教の倫理では、縁起の智慧や中道の智慧を駆使し、中道の倫理が必要であることを述べてきた。しかしながら、そこでは人

間にとつての利益を、全面的に肯定もしなければ否定もしないという中道の立場から考えてきた。しかしこれでは、いずれにしても生物は人間に対して利益を与えるだけでしかない。そこで人間の方から積極的な善を生物に対して返すことが重要と考える。そこで一体人間は何を生物に対して返すことが可能かを検討する必要がある。

その一つは、人間が食べることによって尊い命が失われることになるため、そこに恩を感じることが必要になるし、食べることによって人間は生きていけるわけだから感謝が必要になる。また人間は生態系がすべてはじめて生まれてきたものであり、また生態系の物質循環の恩恵を蒙っている。この意味でも恩を感じるべきであるし、感謝する必要がある。恩については、『大乘本生心地観経』に父母の恩、衆生の恩、国王の恩、三宝の恩が説かれている（鎌田、一九九八⁽²⁵⁾）。ここで重要なものは、「衆生の恩」である。鎌田（一九九八）によれば、「衆生の恩」には、直接関わりのある近縁に対するものと、間接的に関わる遠縁に対するものがある。

具体的には、近縁には夫婦、親、兄弟、親戚などの家族の関係、師弟、朋友、学校、会社などの社会的関係、国家間の関係、そして牛馬など人間以外の生物が含まれる。また遠縁には、すべての生物だけでなく、広くは無機物までも含めて考えることができる。したがってすべてのものに對する恩を説いていると見ることができらる。

では、この恩や感謝を具体的な行為とする場合には、何を考えればよいだろうか。先に述べてきたように、人間が森林伐採や捕獲すること、あるいは食べることを結果的に肯定したとしても、やはり仏教では悪の行為となり、第三輕戒の「大慈悲の佛性の種子を断」つことにつながることは否定できないと考える。また食べることや伐採すること、あるいは捕獲することは欲望の現れであることに違ひはない。ましてや「ほしいままなる心」や「快き心」をもつて食べる、伐採する、捕獲する、すなわち暴飲暴食や、贅を尽くすような食べ方、あるいは無闇な伐採や乱獲は、倫理的に当然否定される必要がある。それは仏教的には悪の行為にな

ってしまうだろう。そこで悪の行為をそのままにするのではなく、善なる行為によつて悪を打ち消すとともに、より積極的な善を尽くすことによつて、悪業をより大きな善業へと止揚することが重要と考える。このことに関連して、先に述べた第二十輕戒「不救存亡戒」には、「放生の業（行為）を行うことの重要性が説かれている。すなわち、生物を拘束するのではなく、自由を与える行為を常に心がけることや、また生物の繁栄を願う行為が重要であることを述べている。これは不偷盗とも関わるが、生き物に対して生きる場を与えることも意味すると考える。具体的には、魚の放流や植林、また魚の棲息に適した河岸工法も含まれる。特に植林や河岸工法などは動物の棲息場所を与えるという意味でも重要である。また、生態系の構造や有り様を探索し、生態系が健全であるための知識を得ることや、それに基づいた政策の実行なども重要である。これらは六波羅蜜という布施の財施や法施に相当すると考える。ただしこうした行為も、「慈心を以て」が重要で、反対に他の輕戒などでも強調されている「惡心を以て」

あるいは「利養惡心を以て」行うことは強く戒める必要がある。

また、第四十五輕戒「不化有情戒」には、「常に大悲心を起せよ。若し一切の城邑舍宅に入りて、一切衆生を見ては、當に唱へて言ふべし。汝等衆生、盡く三帰十戒を受くべしと。若し牛馬猪羊、一切の畜生を見ては、心に心に念じ口に言ふべし。『汝は是れ畜生なり、菩提心を起すべし』と。而も菩薩は一切の處、山林川野に入りても、皆一切衆生をして菩提心を発さしむべし」とある。このようにどのような生き物にも仏性があるが故に、仏性を開花すべく命を大切に扱うことが重要と考える。以上のような行為が、仏教の六波羅蜜や慈悲に基づく布施や精進として、仏教における行動規範であると考ええる。

注

- (1) 加藤尚武（一九九一）、『環境倫理学のすすめ』、丸善
- (2) 山本修一（一九九七）、『環境思想への仏教の寄与』、『東洋学術研究』第三十六巻第二号、五七―七八頁
- (3) 山本修一（一九九九）、『環境倫理と仏教の課題』、

- (4) 『印度学仏教学研究』第四十七巻第二号、七八―八四頁
山本修一（一九九三）、『生物保護のための倫理と教育（二）生物種の絶滅と大量殺戮の現状』、『東洋哲学研究所紀要』第九号、五九―八一頁
- (5) レイチェル・カーソン（一九八七）、青樹繁一訳、『沈黙の春』、新潮社
- (6) シーア・コルボーンら（一九九七）、長尾力訳、『奪われし未来』、翔泳社
- (7) デボラ・キャドバリー（一九九八）、古草秀子訳、『メス化する自然』、集英社
- (8) 『アメリカ合衆国政府特別調査報告』（一九八二）、『西暦2000年の地球』、家の光協会
- (9) ビーター・シンガー編（一九八六）、『動物の権利』、技術と人間社
- (10) ビーター・シンガー編（一九八六）、『動物の権利』、技術と人間社
- (11) 山本修一（一九九七）、前出
- (12) 平川彰（一九九八）、前出、一九〇―一九八頁
- (13) 『大般涅槃經』『梵行品』第八の二、『國譯一切經』涅槃部一卷、三三八頁、常盤大定譯、大東出版社
- (14) 川田洋一（一九九四）、『地球環境と仏教思想』、第三文明社
- (15) 『梵網經』卷下、『國譯一切經』律部十二卷、三三六頁、大野法道・加藤鏡澄譯、大東出版社
- (16) 『梵網經』卷下、『國譯一切經』律部十二卷、三三六

- (17) 頁、大野法道・加藤観澄譯、大東出版社
『梵網經』卷下、『國譯一切經』律部十二卷、三四〇
頁、大野法道・加藤観澄譯、大東出版社
- (18) アルド・レオポルド(一九八六)、新島義昭訳、『野
性のうたが聞こえる』、森林書房、三四三頁
- (19) 『梵網經』卷下、『國譯一切經』律部十二卷、三四〇
頁、大野法道・加藤観澄譯、大東出版社
- (20) Shuichi Yamamoto (2001), "Environmental Problems
and Buddhist Ethics: from the Perspective of the
Consciousness-Only Doctrine," in *Psychology and
Buddhism*, Kluwer, in press.
- (21) 『梵網經』卷下、『國譯一切經』律部十二卷、三三九
頁、大野法道・加藤観澄譯、大東出版社
- (22) 『梵網經』卷下、『國譯一切經』律部十二卷、三四一
頁、大野法道・加藤観澄譯、大東出版社
- (23) 川田洋一(一九九四)、前出、二二五頁
- (24) 山本修一(一九九九)、『環境倫理と仏教の課題(二)』、
『印度学仏教学研究』第四十八巻第一号、二五〇—二
五六頁
- (25) 鎌田茂雄(一九九八)、『現代人の仏教』、講談社
- (26) 『梵網經』卷下、『國譯一切經』律部十二卷、三五〇
頁、大野法道・加藤観澄譯、大東出版社

(やまもと しゅういち／創価大学教授・東洋哲学研究所研究員)